

高濃度PCBの処理を促進するための制度的な対応



<平成28年5月改正の主な内容>

●高濃度PCB廃棄物の処分の義務付け(第10条、第12条、第18条、第20条及び第33条)

・保管事業者に、原則として処分期間(計画的処理完了期限より1年前)内に自ら処分し、又は処分を他人に委託することを義務付け、義務違反に対しては改善命令ができることとする。さらに、命令違反には罰則を科す。

・使用中の高濃度PCB使用製品についても、所有事業者に、原則として処分期間内に廃棄することを義務付ける。

・なお、電気事業法(昭和39年法律第170号)の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品については、同法により別途措置する。

●報告徴収・立入検査権限の強化(第24条及び第25条)

・高濃度PCB廃棄物等について、都道府県等による事業者への報告徴収や立入検査の権限を強化する。

●高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行(第13条)

・保管事業者が不明等の場合に、都道府県等は高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行を行うことができることとする。

国の責務・役割

- 情報収集等、技術開発、処理体制の整備(5条)
- 処理基本計画の策定(6条)
- 処理施設の整備を推進(21条)

事業者の責務・役割

- 自らの責任による処理(3条)
- 保管・処分状況の届出(8条)
- 期間内の処分(10条)
- 承継(16条)

都道府県・政令市の責務・役割

- PCB廃棄物の状況把握(5条)
- 処理計画の策定(7条)
- 保管・処分状況の公表(9条)
- 保管事業者への指導・助言(11条)

○令和元年に、可燃性の汚染物等について、低濃度PCB廃棄物に該当するPCB濃度を5,000mg/kgから100,000mg/kgへ変更

高濃度PCB使用機器および廃棄物の掘り起こし調査



- 未処理のPCB使用製品やPCB廃棄物の網羅的な把握を加速化させるため、先行して徹底的な掘り起こし調査に取り組んでいた北九州市の先行事例を参考に掘り起こし調査マニュアルを作成。
- 北九州市の協力を得て、全国の自治体を個別訪問し、掘り起こし調査のノウハウを水平展開するとともに、先進的な取組事例や発見事例を掘り起こし事例集として共有することで、全国における掘り起こし調査が進展。

自家用電気工作物設置者を対象とした調査

- 北九州事業地域では、約20万事業所を対象に調査を実施し、処分期間の末日(平成30年3月末)までに約1,700台の変圧器・コンデンサーを掘り起こした。

事業対象地域	調査対象事業者数	掘り起こされた事業者数	最終通知発出数	掘り起こされた機器の総台数
北九州	204,440	1,223	9,656	1,685

照明器具安定器についての事業用建物を対象とした調査

- 北九州・大阪・豊田事業地域では、約110万事業所を対象に調査を実施し、処分期間の末日(令和3年3月)までに約13万4千台の安定器を掘り起こした。

事業対象地域	調査対象事業者数	掘り起こされた事業者数	最終通知発出数	掘り起こされた機器の総台数	(参考)重量換算値[kg]
北九州	542,940	1,516	104,037	38,625	108,150
大阪	316,422	1,975	70,978	78,281	219,187
豊田	243,242	1,506	38,320	17,114	47,919
合計	1,102,604	4,997	213,335	134,020	375,256

5 事業地域それぞれの処理対象量の増分と処理の見通し

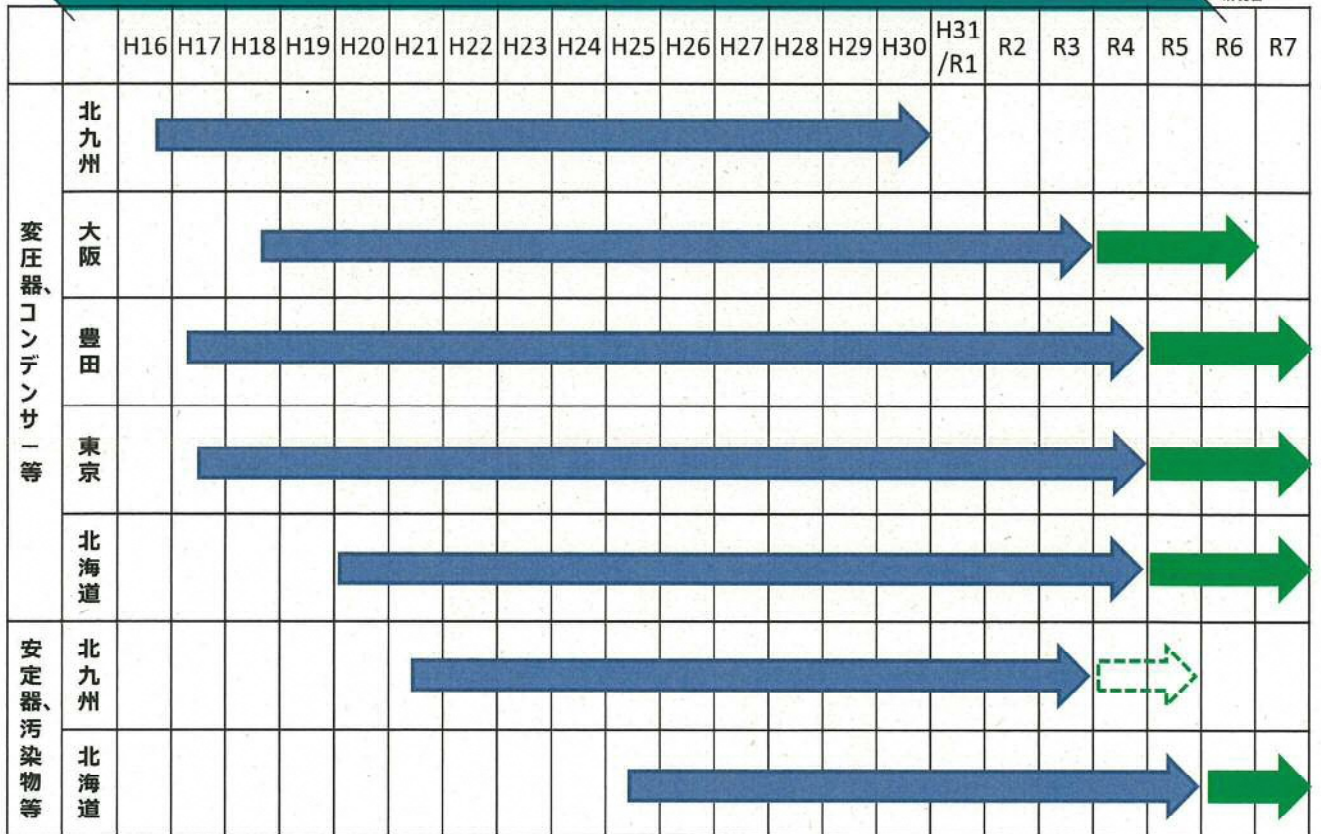


	事業エリア	処理対象量			今後の 掘り起こし 見込み量	R3年度 以降の 処理対象量	処理完了 見込み ^{※1}	計画的 処理完了 期限	事業終了 準備期間末
		H27.1時点 (ア)	R3.7時点 (イ)	増加率 (イ)/(ア)					
安定器・ 汚染物 等	北九州 (2期)	5,900t	10,575t	1.8	350t	2,794t	R5年度末	R3年度末	(R5年度末)
	北海道 (増設)	6,400t	11,723t	1.8	800t	4,729t	R7年度末	R5年度末	R7年度末
	合計	12,300t	22,299t	-	-	-	-	-	-

変圧器・ コンデン サー等	北九州 (1期)	55,661台	61,751台	1.1	-	-	-	H30年度末	-
	大阪	73,006台	86,762台	1.2	374台	3,321台	R5年度末	R3年度末	R6年度末
	豊田	55,115台	77,554台	1.4	218台	2,206台	R5年度末	R4年度末	R7年度末
	東京	82,973台	87,207台	1.1	371台	8,574台	R5年度末	R4年度末	R7年度末
	北海道 (当初)	60,734台	73,383台	1.2	1,063台	6,318台	R6年度末	R4年度末	R7年度末
	合計	327,489台	386,657台	-	-	-	-	-	-

※1 処理完了見込みは、計画的処理完了期限後に新規発見されるコンデンサー等の処理に備えた期間を含む。

(参考) 処理スケジュール



→ 計画的処理完了期限 → 事業終了準備期間

※最上横列は年度を示す。

※計画的処理完了期限の1年前を処分期間と定義。処分期間までにJESCOと処分契約を締結することを義務付け。